

令和6年度
伊賀市地域活動支援事業補助金

＜協働促進支援＞

申請の手引き

伊賀市

1 協働促進支援の目的

多様化するニーズ、地域課題や社会的課題にきめ細やかに対応していくためには、NPO 団体などのさまざまな主体と行政が、ともに知恵と技術を出し合いながら取り組むことが必要となります。

そこで、市が定めるテーマ（課題等）に対して、NPO 団体が企画した事業を申請し、市との協働事業として実施することにより、市民と市がそれぞれの役割を担い、互いの特性や能力を発揮しながら課題解決を図り、協働のまちづくりを推進します。また、民間団体同士の協働も支援の対象です。

2 募集する事業（協働促進支援の仕組み）

①行政との協働

市が定めるテーマ（課題等）に対して、NPO 団体が具体的な事業の実施方法を提案し、団体と行政が協議しながら事業を実施していくもの

市が定めるテーマ（課題等）に対しての企画提案 【テーマ設定型】

あらかじめ行政が定めたテーマ（課題等）に基づいて団体から協働事業を具体的に企画し提案するものです。

②さまざまな主体との協働

NPO 団体などが公益的な事業の実施（企画案）を市に提案して、団体同士が協議しながら事業を実施していくもの

市民活動団体の自由な発想による企画提案【自由テーマ型】

団体がさまざまな主体と協働し、自由なテーマで協働事業を企画し提案するものです。

3 事業内容について

市民が自主的に不特定かつ多数の者の公益の増進に寄与することを目的に行う活動であって、以下のいずれにも該当しない事業が対象となります。

- 営利を目的とする活動（営利とは、利益を構成員で分配することを意味します。）
- 宗教・政治活動を目的とする活動
- 反社会的な活動
- 国、地方公共団体及びそれらの外郭団体で実施している他の補助金等の助成を受けている事業
- 同一内容の事業で3回本補助金の交付を受けたことがある事業

4 対象団体

市民公益活動を行う団体であり、以下の要件をすべて備えている必要があります。

なお、法人格の有無は問いません。

- 市内に在住又は在勤する5人以上の者で構成されていること。
- 活動拠点が市内にあること又は、その活動が主に市内で行われること。
- 定款、規則又は会則等を有していること。
- 年間を通して活動し、事業に係る収支が明らかであること。
- 政治活動、宗教活動又は公益を害する活動を目的としないこと。
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律又は構成員の統制下にある団体でないこと。
- 住民自治協議会や自治会、区でないこと。（自治組織に関する規則（平成23年伊賀市規則第36号）第2条に定められた団体でないこと。）

5 補助率及び補助金額

部門	協働促進支援	
	①行政との協働 (テーマ設定型)	②さまざまな主体との協働 (自由テーマ型)
補助率	10/10	1/2
補助限度額	50万円以内	30万円以内

6 対象となる経費

対象となる経費は、団体が行う事業にかかる経費とします。

対象費目、主な経費の種類は次のとおりです。

項 目	補助対象経費
共済費、賃金	補助事業の実施に係る賃金等
報償費	講師・有識者への謝金、謝礼その他補助事業の実施に直接必要なもので、実施団体以外の者に支払う経費
旅費	調査、講師・有識者の旅費、補助事業の実施に直接必要な旅費
需用費	補助事業の実施に要する消耗品費（各種材料費、教材、資料代を含む）、燃料費、光熱水費、印刷製本費（写真代、看板、横断幕等製作費を含む）、修繕費
役務費	補助事業の実施に要する通信費、通訳料、保険料、筆耕料
委託料	補助事業の実施に直接必要なもので、実施団体の構成員以外の者に支払う経費
使用料 賃借料	補助事業の実施に要する会場借上料、バス借上料、コピー使用料、施設入場料
備品購入費	3年間以上その形状を変えることなく使用できるものの購入経費で、その購入総額は10万円以内に限る。ただし、市長が特に必要かつ適正と認めるものはこの限りでない。
負担金	補助事業の実施に直接必要となる負担金及び研修参加費（飲食費を除く。）

7 事業期間

令和6年4月1日～令和7年3月31日

8 事業実施までの流れ

①事業申請

次の書類を添えて、期限までに提出してください。

◆ 提出書類 ◆

- (1) 伊賀市地域活動支援事業審査申込申請書（様式第1号）
- (2) 団体規約
- (3) 団体の前年度（令和4年度）の実績報告書及び収支決算書
（申請年度に設立した団体除く。）
- (4) 団体の当該年度（令和5年度）の事業計画書及び収支予算書



行政と協働する場合は・・・

申請にあたっては、協働の相手方となる市の担当課と協議をしてください。必要に応じて、住民自治推進課を交え協議をお願いします。

協議の内容

- 事業の内容はどんなもの？
- 既存の類似事業はないか？
- 法・制度的に問題はないか？
- 事業の実現可能性は？
- 事業実施手法や役割分担はどうしていくか？ 等

協議

お互いが対等な立場で事業を実施しますので、必ず協働相手（担当課）と事業内容について協議し、合意のうえで申請してください。

②審査（公開審査会）

対象事業については、審査会において審査し、その結果をもとに市長が決定します。審査は提出いただいた書類と、公開プレゼンテーションで説明していただいた内容をもとに審査基準により審査します。

プレゼンテーションは申請団体がします。

【協働促進支援審査基準】

1	緊急性、重要性	緊急性、重要性が高い地域課題やニーズを具体的に把握しているか
2	自立性、持続可能性	自立できることが期待でき、継続的に取り組むことができるか
3	実現可能性	事業内容、予算規模、実施体制などが実現可能か
4	公益性	不特定多数の者の利益又は社会の利益につながるか
5	協働	それぞれに果たすべき責任と役割を認識し、相互に補完、協力しているか

③公開審査会の結果及び通知

公開審査会の結果は審査会終了後、会場で発表します。申請団体には審査決定通知書を送付します。

※採択団体は、4月1日以降に補助金交付申請を提出いただきその後、補助金交付決定通知書を交付します。



事業実施に当たっての各種事務手続きが必要となります。詳しくは、「事業実施に至る流れ及びスケジュール」をご覧ください。

④事業の実施

市担当課と必要に応じて協議を行いながら事業を実施してください。

なお、事業に伴う領収書等の会計関係書類は実績報告の際に必要となりますので、必ず保管してください。

◆ 提出書類 ◆

- 交付申請書（様式第3号）
- 収支予算書（様式第4号）

⑤事業実績報告

事業終了次第、次の書類を提出してください。

◆ 提出書類 ◆

- 実績報告書（様式第10号）
- 成果報告書（様式第11号）
- 収支決算書（様式第12号）
- 自己評価報告書（様式第13号）
- その他、市長が必要とみとめるもの（事業パンフレット、写真、新聞記事等）

⑥確定通知、補助金等交付

上記⑤の提出書類について内容を審査し補助金額確定後、補助金交付請求書（様式第15号）によって、補助金を交付します。

※事前に補助金の交付が必要な場合、「概算払い」の申請ができます。（様式第16号）

9 書類の提出方法

(1) 募集期間

令和5年11月13日（月）～令和6年1月5日（金）

(2) 提出先

伊賀市地域連携部 住民自治推進課

※開庁日の午前8時30分～午後5時15分まで

◆事業実施に至る流れ及びスケジュール◆

月 日	①行政との協働 (テーマ設定型)	事務の流れ	②さまざまな主体との協働 (自由テーマ型)
令和5年 11月13日 ～令和5年 1月6日		【事業申請】 様式第1号	
令和6年 3月上旬		【公開審査会】 (プレゼンテーション)	
3月下旬		【審査決定通知】	
4月上旬～		【補助金交付申請】 様式第3号 様式第4号 (様式第16号)	
	○概算払い可	事業実施	○概算払い可
事業終了後30 日以内もしくは は3月31日ま でのいずれか 早い日		【事業実績報告】 様式第10号 様式第11号 様式第12号 様式第13号	
		【補助金確定通知】	
		【補助金請求】 様式第15号	

10 市が定めるテーマ（課題等）について

市が定めるテーマ（課題等）については下記のとおりです。

名称	外国人防災リーダー育成事業
担当課	多文化共生課 連絡先：0595-22-9702
担当課が抱える課題	<p>災害時の対応については地域住民1人1人の協力が必要ですが、どの地域でも日本語による日本人住民のための訓練しか行われていない。</p> <p>また、高齢化が進む地域では日本人住民だけで、避難所の開設・運営、救援活動には限界があり、若年層が比較的多い外国人住民の協力が望まれますが、協働する機会やきっかけが多くはない。</p> <p>また、市では災害時に役立つ多言語ツールを備えていますが、その活用に繋がる住民への周知が充分ではない。</p>
市単独でも課題解決できたこと	<p>外国人のための相談窓口の設置と通訳・翻訳職員の雇用により、外国人住民が抱えている不安や悩み事を個別に対応して解消（軽減）し、安心して暮らせるように支援を行っている。</p> <p>新規に転入してきた外国人住民を対象に、生活オリエンテーションを実施して、災害時についての説明などを行っている。</p> <p>多文化共生センターfacebookなどで、災害時の情報を多言語で発信している。また、H29年度には「子どものいのちを守るための防災のしおり」を5言語翻訳し、健康推進課事業の「地域で見守りおやこ防災教室」に通訳を入れて外国人保護者にも参加しやすい体制を整えた。</p>
市単独では課題解決できなかったこと	<p>外国人住民は自治会に加入していない場合が多いため、地域での情報が伝わらず、防災訓練などにも参加していない。</p> <p>災害が発生した場合、外国人住民自身がどう対処すればよいかを学習する機会を継続的に提供することが必要。</p> <p>若い世代が多い外国人住民に、災害に対する知識を習得してもらい外国人住民自らが積極的に防災に関わる仕組みづくりが必要。</p>
民間団体と協働することで課題解決できること	<p>防災組織等に関心をもち、自助、共助の方法について、正しく理解し、国籍に関係なく、被災時に活躍できる人材を育成できる。</p> <p>「外国人防災リーダー」を育成することで外国人コミュニティの</p>

<p>と、あるいは実現したいこと</p>	<p>リーダーとして、外国人に対して防災・減災に関する体験や知識の普及啓発など防災への備えの充実を促すことができます。研修の機会を継続することで外国人住民社会参画の必要性や役割を認識し市民意識の醸成につながる。</p> <p>また、外国人住民は若年層の割合が高く、少子高齢化が進む地域では、地域を支える貴重な人材として活躍が期待できる。</p>
<p>総合計画等での位置付け （当該テーマの解決が総合計画等のどこを推進するか。）</p>	<p>政策6-2 国籍や文化の違いを認め、共生する</p>

◇ 提出先・問い合わせ ◇

伊賀市地域連携部 住民自治推進課

TEL 0595-22-9639

FAX 0595-22-9715

Eメール chiikiudkuri@city.iga.lg.jp



伊賀市HP



伊賀市市民活動
支援センターHP